

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例案

目的

障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進

基本的施策

「道民理解の促進」「企業等の取組支援」「移動手段の確保」「教育との連携」「ライフサイクルを通じた支援」「共生型事業の推進」「地域間格差の是正」など

障がい者の権利擁護

道民は、地域で暮らす障害者の権利擁護への配慮

道・道民は、生活の場等において障がい者に対する差別や不利益取扱をしてはならない。

障がい者に対する虐待の禁止

市町村ガイドラインの策定

障がい者が暮らしやすい地域づくり推進に関するガイドラインを道が策定。

(ガイドライン事項) 相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、地域マップ、地域住民による支援体制の確保、地域による就労支援、市町村が設置する調整委員会など

市町村ガイドラインに基づき、道による地域づくり支援の実施

- ・圏域ごとに地域づくり支援員の配置
- ・地域でサポートする人材の養成 等

障がい者に対する就労支援

道による就労支援推進計画の策定

就労支援企業の「認証」制度

- ・認証企業に対する優遇措置（低利融資・入札上の優遇）

就労支援に関する「指定法人」制度

- ・福祉的就労の販路確保、市場調査、商品開発、認証制度の事務等を実施

北海道就労支援推進委員会の設置

- ・学識経験者、関係団体等

道による調達等への配慮

- ・福祉的就労事業所や認証企業からの道の物品又は役務の調達等への配慮

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

規則で定める圏域ごとに設置

協議事項

- ・ 支援サービス、差別や虐待、その他障がい者の暮らしづらさに関する
こと

